

請求人による通し番号（11-11）

- (1) 上尾市教育委員会による「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針 令和2年9月1日～令和4年8月31日」（以下、「基本方針」と略記）については、請求人の知る限り、上尾市教育委員会のHPに掲載されているものの、教育委員会定例会・臨時会を通じて議題としては取り上げられていません。
そこで、このような重要な「基本方針」がなぜ教育委員会の定例会・臨時会の議題として扱われないのかが判別できる文書・資料等。
- (2) 上述の「基本方針」について、上尾市教育委員会事務局から上尾市教育委員および教育長職務代理人に対して、いつ、どのように報告されたのかが判別できる文書・資料等。
- (3) 2020年10月分の上尾市内全小中学校教職員の時間外勤務の状況が判別できる文書・資料等（従前から公開されている職員の時間外勤務一覧表で可）。
なお、上記「時間外勤務一覧表」では、土曜・日曜の部活動従事時間数が判別できないと考えられるため、上尾中学校および太平中学校については、土曜・日曜の部活動勤務の時間数が判別できる文書・資料等も含めてください。
- (4) 上尾中学校および太平中学校における教職員の時間外勤務の状況について、校長自らの「目視」により把握していることが判別できる文書・資料等。
- (5) 2020年10月における、上尾中学校および太平中学校の校長の退勤時刻が判別できる文書・資料等。なお、出張で直帰した日についてはその旨ご教示ください。
- (6) 請求人は、上尾市立小中学校教職員の時間外勤務を削減するために必要なことは、教職員が抱えている総業務量を減じることであり、中でも上尾市教育委員会との関わりを最低限にすることが最も有効であると考えています。それでは、上尾中学校および太平中学校において、上尾市教育委員会との関わりを減じるためにどのような取り組みをしているかが判別できる文書・資料等。
- (7) 請求人の得た情報によれば、上尾中学校においては、時間外勤務が80時間を超えた場合、「改善のため」と称して、「報告書またはそれに類した書類」を出させているという話であり、それだけでなくとも多忙な教職員にとって、その「報告書」を出すこと自体がストレスになるということです。そこで、上尾中学校において、月の時間外勤務が80時間を超えた場合に職員と校長はどうするのか、その流れが判別できる文書・資料等（「報告書」の様式を含む）。
- (8) 教職員の時間外勤務が45時間なり80時間なりを超えた場合、上記のような「報告書」等の提出を避けるため、あるいは別の理由により、打刻後に時間外勤務をしている（つまり、実際の時間外勤務は打刻された時間数よりも多い）実態も散見されるということです。
そこで、「打刻後に時間外勤務をしない・させない」ために上尾市内全小中学校で取り組まれていることが判別できる文書・資料等。

以上については、閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。

なお、処分通知の手交についての連絡の際には、請求の日付だけでなく、「請求人による通し番号」（本請求書では11-11）の明示もお願いいたします。